

## 2.3 事業が実施される区域の概況

事業実施区域は、図 2.3-1 に示す沖縄本島北部の国頭村、東村の両村にまたがる北部訓練場内に位置し、具体的には図 2.3-2 に示す事業実施区域(6ヶ所)位置図のとおりである。

同訓練場一帯は、沖縄本島随一の森林地帯として、県土保全、水源涵養林の大きな機能を果たしており、また、国の特別天然記念物のノグチゲラや天然記念物のヤンバルクイナの生息地として豊富な自然環境を残している(「沖縄の米軍のすがた」沖縄県基地渉外室より抜粋)。

沖縄県の「自然環境の保全に関する指針」(沖縄県自然保護課)によれば、図 2.3-3 に示すように北部訓練場の中でも、伊部岳、照首山、与那覇岳、伊湯岳と続く脊梁山地をとりまく山地部は、自然環境の厳正な保護を図る区域〔評価ランクⅠ〕に区分されており、原生の自然地域、傑出した自然景観、学術上特に価値の高い自然物などは、多様な生物種を保存しており、自然遺産として後生に伝えなければならないものとされている。返還される区域の大部分と残余の部分の山地部はこのランクに相当している。

ヘリコプター着陸帯の移設候補地となる残余の部分の福地ダムや新川ダム、宇嘉川の流域となっている丘陵地や段丘は、自然環境の保護・保全を図る区域〔評価ランクⅡ〕に区分されており、自然の均衡を維持する上で重要な役割を果たす自然地域、すぐれた景観、貴重な野生生物の生息地等、良好な自然地域とされている。そのため、移設候補地の選定にあたっては、すぐれた景観や貴重な野生生物の生息地等の適正な保護・保全が図られるよう十分配慮した。

なお、返還されるヘリコプター着陸帯7ヶ所のうち5ヶ所については、評価ランクⅠの区域に位置しているが、新たな移設候補地の選定に際しては、評価ランクⅠの区域から選定しないこととした。

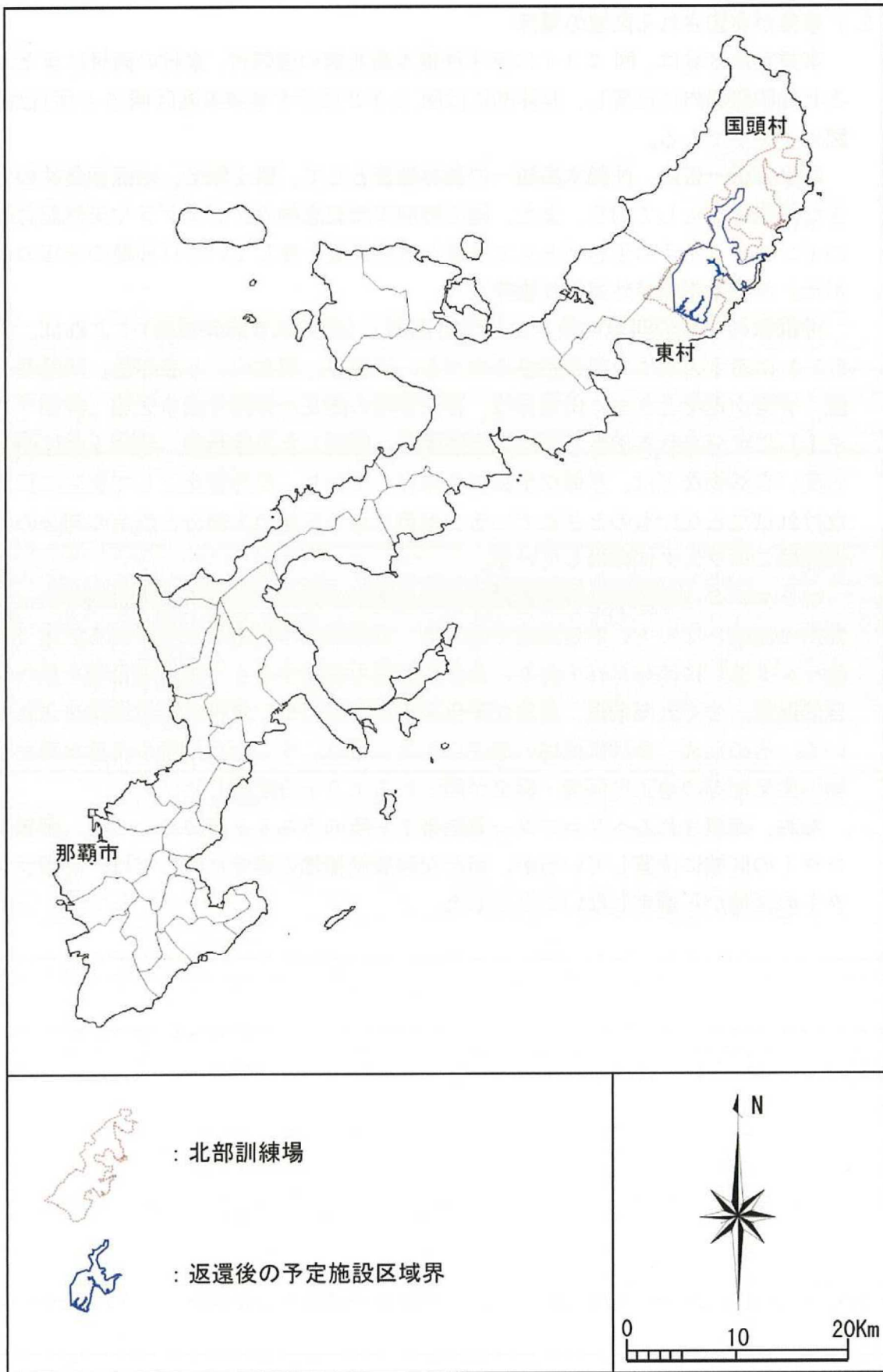


図 2.3-1 事業実施区域位置図



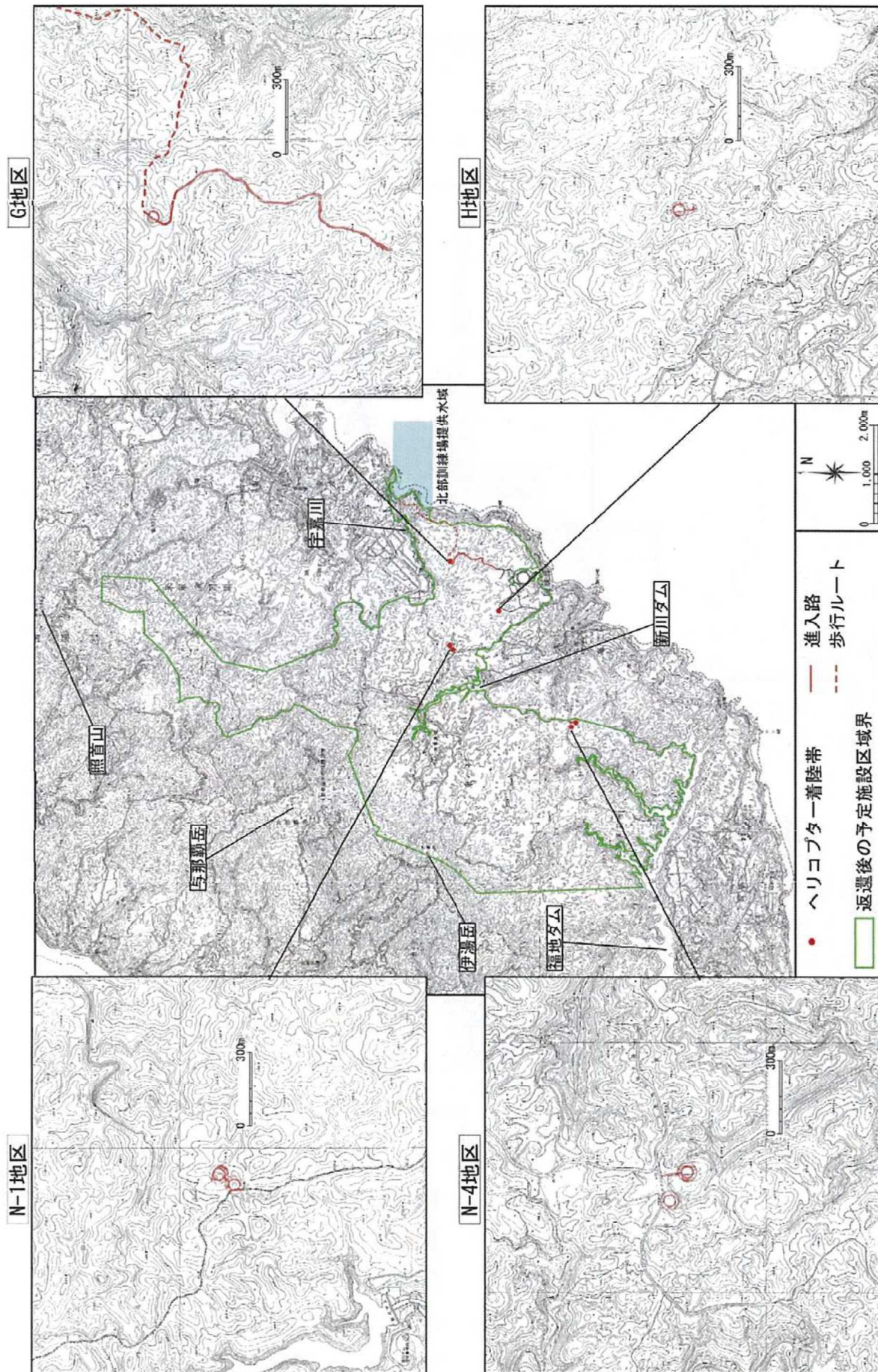


図 2.3-2 事業実施区域(6ヶ所)位置図



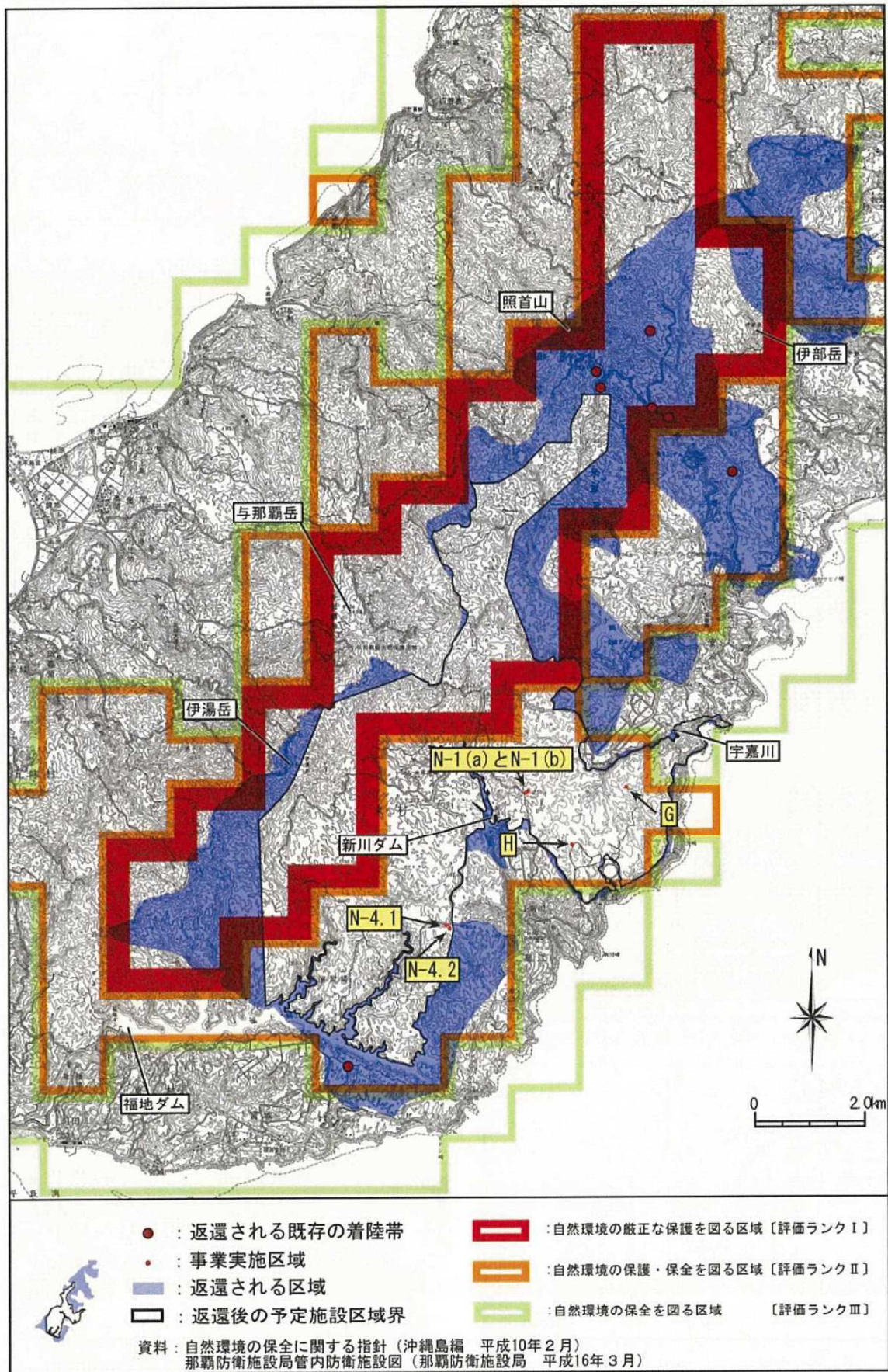


図 2.3-3 自然環境の保全に関する指針によるランク区分

## 2.4 事業着工までの経緯

当該事業の工事着工に至るまでの経緯は、以下のとおりである。

